○外務省令第十一号

旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）第二十条第四項、旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項及び旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）附則第二条第四項の規定に基づき、国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

外務大臣　玄葉光一郎

国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令

（国外における旅券手数料の額を定める省令の一部改正）

第一条　国外における旅券手数料の額を定める省令（平成十八年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

ミャンマー	チャット	1,230	850	460	460	120	70	190	190

」

を

「

ミャンマー	チャット	163,000	112,000	61,000	61,000	16,000	9,000	26,000	26,000

」

に改める。

（領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項の表中

「

ミャンマー	
チャット	
185	
46	
123	
31	
15	
15	

」

を

「

ミャンマー	
チャット	
24,500	
6,100	
16,300	
4,100	
2,000	
2,000	

」

に改める。

附　則

1　この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

2　この省令第一条による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第三条第一項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

3　この省令第二条による改正後の領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令及び領事官の徴収する手数料に関する政令の一部を改正する政令（平成十一年政令第三百八十二号）第一条の規定による改正前の旅券法施行令第三条第一項の適用を受けて外国にある者が国外において行う申請に係る手数料について適用し、同日前にその申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

○財務省令第四十六号

財務省設置法（平成十一年法律第九十五号）第十四条第四項、第十六条第六項、第十七条第二項、第二十三条第六項及び第八項並びに第二十四条第二項並びに財務省組織令（平成十二年政令第二百五十号）第八十一条第三項及び第八十五条第二項の規定に基づき、並びに同法及び同令を実施するため、財務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年六月二十九日

財務大臣　安住　淳

財務省組織規則の一部を改正する省令

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「税関情報管理官」を「税関情報監理官」に改める。

第十条第三項中「三人」を「二人」に改める。

第十条の二の見出しを「（広域災害実地監査官及び予算執行調査官）」に改め、同条第一項中「司計課に、」の下に「広域災害実地監査官一人及び」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　広域災害実地監査官は、命を受けて、広域的な災害に関する災害復旧事業費の決定に係る実地監査その他専門的事項を処理する。

第二十八条の見出し中「政府出資室」の下に「並びに国有財産有効活用企画官」を加え、同条第一項中「政府出資室」の下に「並びに国有財産有効活用企画官一人」を加え、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国有財産有効活用企画官は、命を受けて、国有財産企画課の所掌事務のうち重要な専門的事項についての企画及び立案に当たる。